

青色防犯パトロール活動の推進について

1 地域安全パトロール業務委託について

(1) 地域安全パトロール業務委託の終了と今後の方向性について

区内で多発するひったくりをはじめとした各種犯罪の抑止、資源・ごみ集積所における不審火の警戒等を目的として、本区では、平成 21 年 11 月から東京都の「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」、平成 22 年度から今年度末までは、東京都の「ふるさと雇用再生特別補助事業」を活用して、委託による青色防犯パトロール事業を実施している。

当該委託事業は、これまで犯罪抑止という観点から一定の効果をあげ、今後における青色防犯パトロール活動の必要性を高めているが、その一方で、費用対効果の側面からは検討すべき事業として捉えられている。

そこで、東京都のこれらの補助事業が今年度末で終了することに伴い、当該委託事業の費用対効果を鑑み、区の「地域安全パトロール業務委託」を終了することとした。

平成 24 年度からは、「自分たちの街は自分たちで守る」という区民の自主防犯意識を高めるとともに、区民との協働を推進していくため、補助金を活用した区の事業から地域団体が実施するボランティア活動への支援へとシフトすることとし、区内で青色回転灯装着車両を保有し、青色防犯パトロール活動を実施している地域団体を側面から支援していくものである。

2 青色防犯パトロール活動の推進について

(1) 青色防犯パトロール活動助成の開始

ア 目的

既に青色防犯パトロール活動を実施している地域の自主防犯ボランティア団体への活動支援を強化することで、同団体の活性化や同活動の拡大化を図るとともに、同活動への新たな地域団体の参入を図る。

イ 助成対象団体

防犯協会、自治町会（連合を含む）、防犯ボランティア団体等で、警察から青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書を交付された団体

ウ 助成対象経費

青色防犯パトロール活動に使用した車両の燃料費

エ 助成金額

青色防犯パトロール活動に要した実走行距離から算出される燃料費の 1/2 を助成する。ただし、1 車両あたり年間 3 万円を限度とする。

オ 助成金申請方法

申請は、原則として年度内 1 回限りとする。

(2) 青色防犯パトロール活動の広報啓発

ア 目的

現在、青色防犯パトロール活動を実施している各団体は、高齢化が進み、若い世代の活動者の獲得が課題となっていることから、区の広報媒体を活用して青色防犯パトロールの活動等を紹介し、区民に広くPRすることで、各団体の活性化や同活動の拡大化を図るとともに、同活動への新たな地域団体の参入を図る。

イ 広報啓発の具体案

各種イベントにおいて、パネルを使った青色防犯パトロール活動の紹介を引き続き実施するほか、広報紙やホームページを活用した活動紹介を行う。

(3) 青色防犯パトロール活動団体

平成24年2月末現在、区内で11団体・32車両が活動。

内訳（順不同）

	団 体 名	活 動 区 域	車両台数
1	お花茶屋地区自治町会 連合会パトロール隊	お花茶屋自治町会連合会区域	3
2	亀有防犯協会防犯部	亀有警察署管内	3
3	上小松町会	上小松町会区域	1
4	ナイスかめありパトロール隊	亀有警察署管内	8
5	南綾瀬自治町会パトロール隊	南綾瀬自治町会連合会区域	2
6	北野町会パトロール隊	北野町会区域	1
7	葛飾防犯協会	葛飾警察署管内	1
8	高砂一丁目町会 マイタウンパトロール隊	高砂1丁目町会区域	1
9	西新小岩四丁目町会	西新小岩四丁目町会区域	3
10	細田三丁目町会	細田三丁目町会区域	1
11	葛飾区郵便局長防犯パトロール隊	葛飾区内全域	8